

## 中国個人所得税 年度申告（確定申告）税務調査の動向 中国

中国では、個人所得税関係法令により中国個人所得税法上の居住者で年間所得が 12 万元（約 180 万円）以上の個人には、一納税年度終了（12 月）後 3 ヶ月以内の年度申告（確定申告）義務が課されています。この申告制度は 2007 年（2006 年度の所得に関する申告）より開始され、2009 年 3 月末日を期限とする申告（2008 年度所得分）で 3 回目となっています。

この度、中国国家税務総局は、2007 年の中国個人所得税の年度申告（確定申告）に対する税務調査を行い、その結果を公表しました。

### 1. 調査の概要

公表された調査の概要は以下の通りです。

調査時期	2008 年 10 月
調査対象年度	2007 年所得分
調査対象業種	銀行、保険、証券、ファンド、電力、通信、石油、タバコ、仲介、教育、医療、専門学校等
調査対象件数	601 の源泉徴収単位（企業、事務所、個人経営者、等）に所属する個人で年度申告（確定申告）義務者数 8,399 人

（国家税務総局HPより抜粋）

### 2. 調査結果の概要

公表された調査結果では、調査の対象となった申告義務者においては、

- 約 4.5% の者が無申告
- 約 24.5% の者が納税額過少
- 未納税額総額は 2,000 万元以上

といった事実が確認されたとしています。

当該調査が中国国内の基幹産業、重点産業とされる分野に限定した 601 の源泉徴収単位に所属する個人のみを対象とした調査であることに鑑みると、中国国内には多額な個人所得税の未納税額が存在するとも推測されます。

なお、公表された調査結果は以下のとおりです。

年度申告（確定申告）義務者 8,399 人中	
無申告者数	377 人
納税過少者数	2,054 人
未納税額総額	2,000 万元以上

（国家税務総局HPより抜粋）

### 3. 今後税務調査の動向

中国政府は、金融危機に対する景気対策として既に 4 兆元（約 60 兆円）の資金を投入することを決定するとともに、企業負担を減らすため、輸出製品にかかる仕入増値税の還付税率の増加、増値税制度の生産型から消費型への改正などの対策を行ってきました。その結果、財政支出の増加が予測される一方、基幹税といえる増値税の税収が落ち込むため、国家の財政負担増加が懸念されます。

また、中国政府は、国家の安定した発展のために、国内の貧富の格差是正を重要課題と設定しており、個人所得税等の直接税による国家の所得再分配機能を重視しています。

中国の個人所得税は地方税として位置づけられますが、以上のような状況の中、今回の調査によって個人所得税の未納税額が相当額存在することが明らかとなったことを受け、今後、中国政府は個人所得税の年度申告の適正申告を税収増加の柱とすべく、税務調査の強化と、これらの未納税額に対する徴収の一層の強化を図ることが予想されます。

（上海成和ビジネスマネジメント—SSBC）

Seiwa Global Reports は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 岐阜事務所 渡辺会計事務所 / 株式会社成和ビジネスマネジメント 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 Tel 058-295-7077 Fax 058-295-7078
- 上海事務所 上海成和ビジネスマネジメント 上海市長寧区長寧路 855 号亨通国際大廈 12 楼 Tel +86-21-5237-6737 Fax +86-21-5238-2779
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No.27, Thu Khoa Huan St., P. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel +84-8-3246-0868